

第 1 2 1 号議案

足立区まちづくり推進条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区まちづくり推進条例の一部を改正する条例
足立区まちづくり推進条例（平成 1 7 年足立区条例第 3 0 号）の一部
を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本方針等（第 7 条－第 1 0 条）
- 第 3 章 協働によるまちづくり（第 1 1 条－第 2 0 条）
- 第 4 章 都市計画案の作成（第 2 1 条－第 2 4 条）
- 第 5 章 都市計画審議会（第 2 5 条－第 3 4 条）
- 第 6 章 雑則（第 3 5 条）

付則

第 3 条第 4 号中「第 1 0 0 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第 1 0 号及び第 1 1 号中「都市計画法」を「法」に改める。

第 7 条第 3 項中「第 2 1 条」を「第 2 5 条」に改める。

第 9 条第 4 項中「都市計画法」を「法」に改める。

第 3 1 条を第 3 5 条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第 3 0 条を第 3 4 条とし、第 2 7 条から第 2 9 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 2 6 条第 1 項中「第 2 3 条」を「第 2 7 条」に改め、同条を第 3 0 条とする。

第 2 5 条を第 2 9 条とし、第 2 4 条を第 2 8 条とし、第 2 3 条を第 2

7条とし、第22条中「都市計画法」を「法」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加え、同条を第26条とする。

(2) 第23条第3項の規定による都市計画等の案等の申出における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。

(3) 第24条第11項の規定による都市計画の決定又は変更の提案における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。

第21条中「都市計画法」を「法」に改め、同条を第25条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 都市計画案の作成

(公聴会の開催等)

第21条 区長は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の案の作成手続)

第22条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

2 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を区長に提

出するものとする。

（地区計画等の案等の申出）

第 2 3 条 法第 1 6 条第 3 項に規定する者は、規則で定める方法により、同項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下これらを「地区計画等の案等」という。）を区長に申し出ることができる。

2 地区計画等の案等を申し出ようとする者は、事前に区長に協議しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定による申出を受けた場合は、第 2 5 条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、地区計画等の原案を作成しなければならない。

4 区長は、申出をしようとする者に、情報提供その他必要な支援を行うことができる。また、申出をしようとする者に、地区計画の決定又は変更に必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（都市計画の決定又は変更の提案手続）

第 2 4 条 法第 2 1 条の 2 から第 2 1 条の 5 までに規定する都市計画の提案制度に基づき、区が決定又は変更をする都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

2 区長は、提案者に対し、前項に掲げる書類以外の書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 提案者は、事前に区長に協議するものとする。

4 区長は、第 1 項の規定により都市計画の決定又は変更の提案に係る書類が提出されたときは、法第 2 1 条の 2 に規定する事項及び都市計画マスタープランに適合するかどうかを審査しなければならない。

5 区長は、前項の規定による審査の結果、適合すると認めるときは、

その旨を公告し、提案に係る都市計画の素案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 区長は、前項の公告の日の翌日から起算して2週間以内に、提案者の出席を求め、提案に係る都市計画の素案の内容についての意見交換会を開催するものとし、必要に応じて意見交換会に提案に係る区域内の区民等及び利害関係人を出席させることができる。

7 前項の区民等及び利害関係人は、第5項の公告の日の翌日から起算して3週間以内に、区長に対し、提案に係る都市計画の素案の内容について意見書を提出することができる。

8 区長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを提案者に送付しなければならない。

9 提案者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、意見書に対する回答書を区長に提出しなければならない。

10 区長は、前項の規定により回答書が提出されたときは、意見書の要旨及び回答書の内容を公表しなければならない。

11 区長は、この条に規定する意見交換会、意見書及び回答書の内容等を考慮し、見解を付して提案に係る都市計画の素案について次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

12 次条に規定する足立区都市計画審議会は、必要があると認めるときは、提案者を出席させ、説明を求めることができる。

13 区長は、次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を踏まえ、提案に係る都市計画の決定又は変更に関する判断をしたときは、その旨を提案者に通知するとともに、提案に係る都市計画の素案の内容を公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)

第 2 条 足立区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 0 年足立区条例第 2 8 号）は、廃止する。

（提案理由）

都市計画案の作成手続を定めるとともに、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。